

平成29年度事業報告

第1 はじめに

1 世界最先端 I T 国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）を受けて、様々な場面で情報通信技術（I T）の活用が求められている。登記手続においてオンライン申請の利用率向上が求められていることは周知のとおりであるし、民事裁判での I T 導入も本格的に検討されるようである。司法書士もこの波に乗り遅れることなく、積極的な姿勢で普及に貢献し、かつ、利用者の視点から制度の改善策を提言することなどを通じて、その専門性を示していかなければならない。

また、昨今は人工知能（A I）に関する話題も事欠かない。A I がいわゆる専門士業にもたらす影響は、まだ憶測の域を出ておらず、具体的な対応を検討できる段階ではないが、将来、業務に大きく影響することは、まず間違いない。

2 情報へのアクセスが極めて容易になってから、一方的な権利主張が目立つようになったと言われ「権利意識の高まり」という言葉が、ときに後ろ向きな意味をもって使われることもあったが、ここ数年は、市民の法遵守に向けた意識も確実に向上しているように感じる。相続に関する問題や財産管理にまつわる問題に対しても、きちんと法的に対応しておこうという相談が増えており、これは、空き家問題や相続登記未了問題、所有者不明土地問題などが深刻な社会問題としてクローズアップされたことも大きく影響しているのであろう。また、その他の日常のトラブルに対しても、法的な解決を図ろうとする傾向が強まっているように見受けられる。そして、そのような情勢の中で、司法書士が公共的な存在として果たすべき役割は、ますます大きくなっていくものと思われる。

3 新しい執行部にとって初年度であった平成29年度は、以上のようなことを背景として、事業計画に従って事業を執行し、又は課題検討を行った。とりわけ、これまで大阪司法書士会（以下「本会」という。）が培ってきた外部の関係諸機関、諸団体との関係維持・強化を図りつつ、会の内部機構に関しては、平成31年度から施行される改正会則への対応をはじめ、諸制度の見直しを積極的に行った。

以下、第132回定時総会において承認された平成29年度事業計画に沿って、事業の報告をする。

第2 事業計画（細目を除く部分）に関する報告

1 新たに取り組むべき事業

（1）法定相続情報証明制度への対応

ア 法定相続情報証明制度の開始に合わせ、平成29年5月29日から6月9日まで、この制度と相続登記に関する電話相談を実施したほか、一般向けの広報用リーフレットを作成・配布し、制度の普及に努めた。本会ホームページや対外広報誌フクロポウNEWSにも記事を掲載している。

イ 制度開始の前後に計2回、会員向け研修を開催するなどして情報を発信するとともに、会員に対するアンケートを実施して情報収集も行った。

ウ 平成30年2月14日からパブリックコメントの手続が開始された「法定相続情報証明制度の利用範囲拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直し」に対し、意見書を提出した。

エ 大阪府内の金融機関に対し、架電にて案内のうえ、要請に応じて2件の銀行と大阪銀行協会を訪問し、個別の説明を行った。

（2）不動産登記オンライン申請における新方式への対応

いわゆるオンライン申請資格者代理人方式と呼ばれる不動産登記申請の新方式導入について、本会では大阪司法書士政治連盟（以下「政治連盟」という。）とともに、平成30年3月1日、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に対し、賛成の立場を表明し、その上で速やかに法務省と協議を進め、情報を会員に周知するよう求める意見書を提出した。この意見書を提出したことは、直ちに全国の単位司法書士会にも報告した。

（3）改正民事法（相続法、債権関係法）への対応

企画情報部に民法改正検討ワーキングチームを設置し、改正民事法に関する対応を検討している。会員向け研修は、適宜の段階で切り口を変えつつ複数回実施するなど工夫を凝らして実施した。平成29年8月1日からパブリックコメントの手続が開始された「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に対する意見書を提出した。

(4) 成年後見制度利用促進基本計画への対応

企画情報部に成年後見制度利用促進対策ワーキングチームを設置し、大阪市の「成年後見制度利用促進にかかる市町村計画策定検討会議」への参画及び市民権利擁護委員会と司法ソーシャルワーク委員会と協働して同市の「地域福祉基本計画」に対する意見書を提出したことをはじめ、大阪府、大阪家庭裁判所、三士会（本会、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会で構成）で市町村向け研修会を開催するなど、精力的に活動を展開した。また、国会議員、府議会議員、市議会議員に対して成年後見制度利用促進に関する説明を行った。

2 中長期的に取り組む重要な事業

(1) 簡裁訴訟代理等事件の受任促進のための取り組み

平成27年度、28年度に引き続き、裁判官を講師に招いて裁判実務実践ロールプレイ研修を実施した。少額裁判報酬助成制度も継続し、会員の事件受任への動機付けの一助とした。また、相談部では、相談センターにおける事件受任の考え方の見直しを図った。これは特段、簡裁訴訟代理等事件に限ったことではないが、市民からの司法書士職能に向けられた期待に応える施策として、事件のすくい上げにも資するものである。

(2) 相続登記未了問題及び空き家、所有者不明土地問題への対応

空き家問題対策検討委員会を中心として、大阪府内の自治体に様々な形で関わり、あるいは働き掛けを行った。また、国会議員、地方議員に司法書士の視点から対策を提言するなど、積極的に活動を展開した。平成30年2月4日「『未来につなぐ』相続登記シンポジウム」とそれと並行して相談会を開催したところ、いずれも定員を超える申し込みがあった。これらのほかにも本会のホームページや対外広報誌フクロッポウNEWSなどでもこの問題を取り上げて掲載し、広く啓発に努めた。さらに、この問題に関連して、業務研究委員会において「相続は司法書士へ」の実践に向けて検討を行った。

(3) 民事信託への取組

業務研究委員会にて、多様な相続関連業務の一環として民事信託も検討課題

とした。民事信託は、そのみを検討テーマとして取り上げることができ、後見制度や遺産等承継などの第三者の財産管理業務の一手段として検討することが肝要であるとの考え方による。

(4) 本会組織再編の実施に向けた検討

平成31年度から施行される会則に合わせて、関連する諸規則・諸規定の見直しを図ったほか、専務制導入についても検討した。

(5) 大規模災害対策

大規模災害の発生に備え、BCP（事業継続計画）を策定するため、危機管理対応プロジェクトチームを設置した。日司連はじめ各单位司法書士会がどのような災害対策を構築しているか情報を収集し、有事の場合の会員、事務局職員等の安否確認や情報収集、情報発信の手段、また、事務局機能の補完・代替策などを検討した。

3 平成28年度より継続して取り組む事業

標記の事業として掲げられた次の各事業のうち(4)(5)(6)(8)(9)については、大括りな項目であるため「第3 事業計画細目に関する報告」を参照していただきたい。(1)(10)については、特に報告すべき成果を上げることができなかつた。また、(2)(3)(7)については、各項目に記載したとおり。

(1) 報酬に関する検討

(2) 司法書士法改正への取組

日司連からの情報をいち早く理事会等で報告し、また、本会の意見等を日司連に提案するとともに、国会議員に陳情活動を行った。

(3) 相談体制の見直し及び検討

ア 本会が実施する相談事業において、相談者から案件の受任・受託要請があった場合には、原則として相談員はこれを受け、社会インフラとしての司法書士の責務であると考え、所要の制度改正を提案した。ただし、相談の場での積極的な営業行為や、本会を通さずに直接、受任・受託する行為

が禁じられるのはこれまでどおりである。

イ 平成29年度から導入された民事法律扶助業務における書類作成援助にかかる出張相談手当助成制度の開始に伴い、その動向を検討した。

- (4) 本会研修、支部研修の促進
- (5) 司法書士制度等の広報活動
- (6) 非司法書士対策の強化
- (7) 司法書士法施行規則第31条第1項業務への取組

司法書士法施行規則第31条第1項業務に関しては、代表的な後見等業務のみならず、企業法務の視点や空き家問題はじめ様々な社会問題への対応の視点からも会員研修を多数開催し、その可能性について啓発を行った。また、これらの研修を開催する前提として、各担当部署においてこの業務の検討を深めた。

- (8) 会員への情報提供手段についての検討
- (9) 司法書士倫理の確立と実践に向けた取組
- (10) 各種登録名簿の整備と名簿登載規程の見直し

第3 事業計画細目に関する報告

【総務部】

1 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業

(1) 司法書士法違反に関する調査及び対応

ア 大阪法務局からの委嘱に基づき、大阪法務局本局（10月5日、6日）、北大阪支局（10月6日）、東大阪支局（10月11日）、堺支局（10月12日）、富田林支局（10月11日）、岸和田支局（10月13日）、池田出張所（10月11日）において司法書士法違反に関する調査を行い、同局へ報告した。

イ 他士業や無資格者による非司行為が疑われる事案について、対象者に対し是正を求める通知等を行った。また、必要に応じ、対象者に来館いただいて事情を聴取し、疑わしき内容については是正を求めた。

(2) 網紀調査事案の対応

ア 継続事案も含め、綱紀調査事案53件に対し綱紀調査委員会を開催し、事案の調査を行った。(開催回数44回)

イ 綱紀調査ワーキングチームを必要に応じて開催し、一般論として綱紀調査の進め方や制度改善策などについて、綱紀調査委員会と協議を行った。

(3) 注意勧告事案の対応

注意勧告は5件、会長指導は5件行い、その主な非違行為事案は、140万円を超える債務整理業務、意思未確認、非司との提携などであった。なお、注意勧告を行わないと決定した事案は27件であった。

(4) 量定意見小理事会の運営

注意勧告を行った事案のうち9件について、大阪法務局へ報告する量定意見について審議し、その妥当性を日司連に照会した。

(5) 司法書士倫理の維持向上

本会へ寄せられた情報に基づき、会員への事情確認や指導を行った。また、倫理研修を実施するなど適正執務の確保に努めた。

(6) 登録調査の実施

新規登録申請者及び変更の登録申請者全員に対し、登録調査委員会にて面接調査を行い(計46回)、倫理意識の向上と事故のない執務姿勢を保持するよう注意を喚起した。また、会員研修会及び公益的活動への積極的な参加を求めるとともに、会則や執務規則等を遵守するよう求めた。

(7) 会員の年間業務報告調査の実施

会員に対して、平成29年分の業務報告書の提出を促し、集計結果を日司連に報告した。

(8) 各種ハラスメントの対応

各種ハラスメントに関する相談はなかった。

2 会員の執務の指導及び連絡に関する事業

(1) 会員の事情確認及び執務調査に基づく指導

9名の会員に対して事情確認及び指導を行った。また、確認後にその結果を会長に報告した。

(2) 会員に対する電子メール配信サービスの運営

ア フクロッポウ・ネットサービスについて、平成29年度第941号から第

1046号まで106回配信した。毎週水曜日に定期配信を行い、最新の情報については随時配信を行った。

イ 未加入の会員に対し、フクロッポウ・ネットサービスの加入案内を行い利用促進に努めた。（平成30年3月31日現在1591名登録）

3 事務局の監理に関する事業

4 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業

(1) 新入会員への登録証交付式時に、会長及び副会長から入会に際しての諸注意等を行った。また、支部長及び各関連団体役員も同席し、支部活動や関連団体の活動内容について説明をするとともに、積極的な参加を呼び掛けた。

(2) 新規入会者及び事務所移転による会員証再発行申請者に対して、速やかに会員証作成の手配をし、発行した。

5 司法書士法人の届出の事務に関する事業

法人会員の入会・変更・解散等の届出について速やかに処理を行うとともに、法人会員への所属者や脱退者についての届出が遅滞なく行われるよう注意を払った。

6 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業

(1) 紛議調停の運営

紛議案件について紛議調停委員会を開催した。（事案9件中、成立3件、取下1件、不成立1件、継続4件）

(2) 市民窓口の運営

計13回の苦情対応窓口活動を行い、計35件（うち、文書での申出8件）の相談を受付けた。必要に応じて、対象会員への通知文書の発送（17件）を迅速に行った。

7 公共嘱託登記の受託推進に関する事業

公共嘱託登記の受託推進へ向けて協力した。

8 業務の改善及び業務のための調査に関する事業

(1) 法務局との連絡・情報交換・交流

木曜会の開催をはじめ、登記オンライン申請率向上策や登記相談の見直し、非司法書士対策の件などに関して連絡・情報交換・交流を行った。

(2) 裁判所との事務連絡会・情報交換・協議会

第6民事部での取扱い変更の件や入庁検査実施の件、及び後見事件の取扱いなどについて連絡・情報交換・交流を行った。

(3) その他団体との情報交換・協議会等

上記のほか、外部の諸団体・諸機関と連絡・情報交換・交流を行った。

9 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 総会の開催

平成29年5月20日ホテル日航大阪にて第132回定時総会を実施した。

(2) 慶弔、表彰

会員及びその家族の訃報に対し、慶弔規程に基づき弔意を表した。また、会員の慶事表彰に対し、定時総会において祝意を表すとともに記念品を贈呈した。

(3) 支部長会との協議会はじめ連絡協調

会務の円滑な運営に資するため、支部長会とは定例の協議のほか必要に応じて意見交換や情報交換を行い、連携強化を図った。

(4) 会館の維持及び管理

ア 会館3階の会議室パーティションの入れ替え工事を実施した。

イ 会館3階の音響設備の入れ替え工事を実施した。

ウ 会館2階の空調設備の修理工事を実施した。

エ 会館屋上及び2階バルコニーの防水工事を実施した。

オ 管理人室の改修工事を実施した。

カ 会館エレベーターのロープ交換工事を実施した。

キ 会館女子トイレに流水音発生器を設置した。

ク 研修会講師用椅子を買い替えた。

ケ 会館3階の時計を電波時計に買い替えた。

コ 会館3階の電気スイッチの修理工事を実施した。

サ 会館玄関の傘立てを買い替えた。

シ 会館4階倉庫の不用品廃棄処分を実施した。

(5) 役員等選挙の実施・綱紀調査委員の選任

ア 平成29年5月20日開催の第132回定時総会にて、役員等任期満了に伴う改選につき選挙を実施した。

イ 同総会にて綱紀調査委員選任規則第2条及び第3条に基づき、各支部から

推薦された綱紀調査委員の選任を行った。

(6) 関連団体及び官公署等との交流

ア 平成29年7月14日、平成30年2月7日、政治連盟と協議会を開催した。

イ 平成29年7月13日、平成30年2月7日、一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会（以下「公嘱」という。）と協議会を開催した。

ウ 平成29年7月13日、平成30年2月8日、大阪司法書士協同組合（以下「協同組合」という。）と協議会を開催した。

エ 平成29年7月14日、平成30年1月17日、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「リーガルサポート大阪」という。）と協議会を開催した。

オ 平成29年7月13日、平成30年2月8日、大阪青年司法書士会と協議会を開催した。

カ 平成29年12月19日、政治連盟とともに大阪市市民局を訪問し、住民票除票の保存期間延長について申し入れをした。

(7) 委員等の推薦依頼に基づく会員の推薦

関連団体及び友好団体からの各種委員の推薦依頼について検討を行い、委員の推薦を行った。

(8) 筆界特定制度への対応

筆界特定五者連絡協議会に参加し、大阪法務局に対し筆界特定委員の推薦を行った。

(9) 木曜会の開催

平成29年7月20日、大阪法務局において木曜会を開催した。連絡事項・協議結果については、会務通信、会員専用ホームページ等にて周知した。

(10) 他の司法書士会はじめ友好諸団体等との交流

ア 平成29年11月6日、大阪土地家屋調査士会と協議会を開催した。

イ 平成29年11月17日、東京司法書士会と協議会を開催し、全体会議及び担当部署別の協議を行った。

ウ 平成29年11月16日・17日、日司連主催の第14回日韓学術交流研究会に名誉会長が参加した。

【財務部】

- 1 入会金及び会費の徴収に関する事項
- 2 予算及び決算に関する事項
- 3 金銭の出納及び資産の管理に関する事項
- 4 会費滞納者への対応
- 5 会館維持協力金の徴収及び管理

未納付の会員及び元会員に対して督促通知（92件）及び大阪簡易裁判所への提訴（59件）の結果、87名から合計1310万7784円の納入があった。

【企画情報部】

- 1 業務関係法規の調査及び研究に関する事業

- (1) 業務関係法規の調査及び研究

- (2) 本会事業推進のためのワーキングチーム又はプロジェクトチームの組成

ア 成年後見制度利用促進対策ワーキングチームは、成年後見制度利用促進に関して、下記活動を行った。

(ア) 大阪市の成年後見制度利用促進にかかる市町村計画策定検討会議に参画した。

(イ) 三士会と連携して、各自治体との協議会を開催した。

(ウ) 大阪府、大阪家庭裁判所、三士会で市町村向け研修会を開催した。

(エ) 大阪市の地域福祉基本計画に対する意見書を提出した。

(オ) 国会議員、府議会議員、市議会議員へ成年後見制度利用促進に関する説明を行った。

イ 大阪司法書士会業務分掌規則等検討ワーキングチームは、平成28年5月20日開催の第132回定時総会で承認された「大阪司法書士会会則一部改正（部制廃止）につき承認を求める件」に基づき、部制廃止と部門設置のための「大阪司法書士会業務分掌規則」の制定と、諸規則諸規程の改正、専務制の導入、予選制の導入等について検討を行った。

業務分掌規則の制定にあたっては、現行の7部所を、総務部門、財務部門、企画部門、研修部門、相談部門、広報部門の合計6部門に編成するとともに、各部門の事務分掌を定めた。また、これに関連して、文言や規定方法に影響を受ける約30の規則規程の修正作業を行った。

専務制の導入については、昨今の事務量の増大と決裁処理の迅速化の要請に鑑み、会長の判断で選択的に専務を置くことができるように会則を改正する必要があるとの結論に至った。役員の予選制については、支部役員の改選時期との調整や、支部推薦理事の選任の問題など、具体的に協議すべき課題が多岐にわたるため、今回の改正に合わせて導入することは見合わせる事となった。

ウ 民法改正検討ワーキングチームは平成29年6月に組成し、平成29年8月に出された民法（相続関係）改正にかかる中間試案後の意見募集について、本会としての意見書を提出した。なお、次年度は平成30年6月頃に民法（債権関係）改正にかかる会員向け研修会を予定しており、構成員で現在その準備中である。

エ オンライン申請推進対策特別委員会を、平成29年7月に組成し、平成29年9月22日に法務局に設置されているオンライン申請推進プロジェクトチームとの意見交換会を実施した。また、オンライン申請のやり方を解説した動画の作成に着手し、平成29年度はそのうち、初級編について完成させた。

オ 大阪司法書士会100周年事業準備委員会を、平成29年8月に組成し、2019年9月開催予定の本会100周年記念イベントの準備に着手した。

カ 業務研究委員会は事業の枠組みとして、10年後の司法書士制度のあり方についての研究（業務AI化対策や遺言書保管制度等についての研究）や「相続は司法書士へ」を実践するための方策（多様な相続関連業務の具体的手続及び書式などをまとめた資料集の作成、相続業務の周知広報をするための企画）の検討を行った。

（3）法規に関するパブリックコメント等の対応

ア 平成29年8月1日、公示された「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」に関して、平成29年8月31日、特定複合観光施設区域整備推進本部事務局へ意見を提出した。

イ 平成29年8月21日、公示された「消費者契約法の見直しに関する意見募集」に関して、平成29年9月14日、消費者庁消費者制度課消費者契約法担当へ意見書を提出した。

ウ 平成29年7月18日、法制審議会民法（相続関係）部会第23回会議で取りまとめられた「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に関して、平成29年9月22日、法務省民事局参事官室へ意見書を提出した。

エ 平成29年12月25日、公示された「大阪市地域福祉基本計画（素案）」に関して、平成30年1月24日、大阪市福祉局地域福祉課「計画の意見募集」係へ意見書を提出した。

オ 平成30年3月1日、オンライン資格者代理人方式についての意見書を、日司連に提出した。

カ 平成30年2月14日、公示された「法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直しについて」に関して、平成30年3月15日、法務省民事局民事第二課パブリックコメント担当へ意見書を提出した。

（4）外部研究会等への参加・学識経験者等の招請

ア 平成30年3月7日、公益社団法人日本社会福祉士会主催の「成年後見制度利用促進フォーラム～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の体制整備に向けて～」に参加した。

イ 平成30年3月24日、日司連主催のシンポジウム「債権法改正と不動産取引―売買と担保を中心に―」に参加した。

2 業務の改善及び業務のための調査に関する事業

（1）法務局との連絡・情報交換・協議会及び交流

ア 登記実務研究会

平成30年2月20日、不動産登記実務研究会を開催した。（法務局出席者5名、本会出席者6名）

平成30年2月26日、商業・法人登記実務研究会を開催した。（法務局出席者7名、本会出席者7名）

また、法務局の下記施策について、登記委員会で検討を行った。

（ア）法定相続情報証明制度の、一覧図の記載の見直し

（イ）商業登記の申請書に記載された商号にフリガナを付すること

イ 登記事務連絡会

各支部と法務局との登記事務連絡会について、本会ホームページにその結果を掲載するため、近年の協議内容等について検討を行った。

ウ 人権擁護に関する取組

平成29年11月22日、大阪法務局人権擁護部から講師を招き、主に女性とこどものための専門相談員や社会事業部所管委員会の委員を対象としてセクシュアルハラスメント研修を実施した。

(2) 裁判所との事務連絡会・情報交換・協議会

平成30年1月16日、家事関係機関と大阪家庭裁判所との連絡協議会に出席した。

(3) 登記・供託業務等に関する取組

ア 平成30年2月20日、不動産登記実務研究会を開催した。

イ 平成30年2月26日、商業・法人登記実務研究会を開催した。

(4) 簡易裁判所における民事事件の受任促進に関する取組

「簡裁民事事件特別代理人候補者司法書士名簿」の根拠となる規程を設けた。

(5) 少額裁判報酬助成制度の取組

今年度の助成申込件数は11件であり、助成希望額合計は66万円であった。

助成支給額は前年度からの継続分を含め合計20万円であった。

(6) 中小企業の法務支援等の検討及び取組

ア 中小企業支援業務に関する取組として、司法書士の企業法務分野の知識向上及び人材育成、中小企業に特化した専門相談員の育成及び名簿作成を目的とし、会員に対する中小企業分野のシリーズ研修（2回）を実施した。

イ 本会の中小企業支援業務の対外広報ツールとして、クライアントに対する配布物の一案である「中小企業支援業務推進委員会だより」を発行した。

ウ 平成29年4月3日、近畿税理士会と意見交換会を開催した。

エ 平成29年12月1日、札幌司法書士会との意見交換会を開催した。

オ 「大阪司法書士会中小企業支援に積極的に取り組む司法書士名簿」の登録等規程について検討し、平成29年4月7日に施行された。

(7) その他業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事項

(8) 本会関連法規の調査、研究及び改正に関する取組

会則及び諸規則・諸規程等の改正及び検討を行った。

3 統計に関する事業

(1) アンケート調査への協力

- ア 日司連の「未成年後見（監督）事件アンケート」に協力した。
- イ 「法定相続情報証明制度」に関するアンケート調査を行った。

4 法改正に関する取組

(1) 本委員会が対応すべき司法書士法改正について、日司連執行部と全国会長会における現下の状況を委員全員で共有した。

- ア 使命規定の新設
- イ 懲戒権者を法務大臣に
- ウ 戒告異議申立等手続保障
- エ 懲戒除斥期間その他

(2) 司法書士法改正につき、前項の項目を絞った具体的方向を目途に定めたとの報告を受け、平成30年3月7日、政治連盟と連携して、10名の大阪選出国会議員の東京議員会館事務所を訪問し、国会の多様な現状を前に、司法書士法改正が早期に実現するよう説明を行った。その後、日司連会館を訪問し、日司連会長、副会長以下常任理事数名と面会し、当日の報告と直近の情報収集を行った。

【研修所】

1 研修に関する事業

(1) 研修事業の企画及び運営

ア 会員研修

職務能力を向上させることを目的とし、外部講師・内部講師により47回にわたり会員研修会を実施した。

イ 倫理研修

平成29年7月28日「司法書士と倫理～司法書士の懲戒処分を中心として～」及び平成29年12月6日「司法書士が遵守すべき倫理～綱紀調査の現場から～」をテーマに会員研修会を実施した。

ウ 新人研修

主に今年度の司法書士試験合格者を対象として新人研修を実施した。その内容は集合研修6日間（受講者67名）、配属研修19日間（受講者15名）

であった。

(2) 研修教材の作成及び選定

日司連から提供を受けた新入会員研修プログラムの研修教材の活用方法について検討した。

(3) 研修情報の収集及び分析

研修会議において、月報司法書士等に掲載されている研修会情報を収集し、内容について検討した。

(4) 研修制度の研究及び開発

平成29年11月11日・12日、12月2日、平成30年1月20日に日司連主催の研修会を同時配信研修として実施した。

(5) 研修講師の養成及び派遣

ア 講師養成研修

イ 伝達講師等のための外部研修派遣

日本登記法研究会第2回研究大会に副所長を派遣した。

ウ 支部研修への講師派遣

平成29年8月25日、阪南支部へ講師の派遣を行った。

平成29年11月22日、南ブロック協議会へ講師の紹介を行った。

(6) 会員の職務遂行能力及び職務倫理の維持向上のための調査及び研究

ア 各種研究会における研究活動

(ア) 家族法の研究及び成果の発表

a 家族法研究会を13回開催した。

b 研究成果を会員専用ホームページに掲載した。

c 平成30年3月20日、日本加除出版株式会社から書籍「超高齢社会の家族法と法律実務」を刊行した。

d 平成30年3月31日、近司連と共催で、家族法研究会研究発表会「超高齢社会の家族法と法律実務」を開催した。

(イ) 会社法の研究及び成果の発表

a 会社法研究会を7回開催した。

b 前年度に作成した業務資料「司法書士のための会社法務の手引き～株式・株主管理と合理的な機関運営の提言～」を基に、5回にわたり会員

研修会を開催した。

イ 大学との学術交流

ウ 調査結果の公表及び研究成果の発表

前記ア（ア）b～d及び（イ）bに記載のとおり。

エ 支部研修開催の支援

支部研修開催支援として、助成金の交付を行った。

（7）その他研修に関する事業

平成28年度からの実施分として裁判実務実践ロールプレイ研修を行った。

また、平成29年度から平成30年度にわたる実施分として、裁判実務実践ロールプレイ研修を実施している。

2 講演会及び講習会等の開催に関する事業

（1）他団体等への講師派遣等

【相談部】

1 相談に関する事業

（1）各種相談活動の企画・実施・運営

ア 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター各所において、次のとおり無料相談を実施した。

（ア）司法書士総合相談センター北

相談日時：毎週月～金曜日 午後1時30分～午後4時30分

（イ）司法書士総合相談センター堺

相談日時：毎週月・水～金曜日 午後1時30分～午後4時30分

（ウ）司法書士総合相談センター泉佐野

相談日時：毎週水曜日 午後1時30分～午後4時30分

イ 司法書士総合相談ホットライン

分野を限定しない総合的な電話相談として、毎週水曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施した。（相談件数462件）

ウ 相続登記手続相談センター

相続登記に特化した電話相談として、毎週火曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施し、各回2名の相談員にて対応した。また、司法書士の紹介を希望する相談者については、名簿に基づく司法書士紹介を行った。（相

談件数 360 件、紹介件数 42 件)

エ 成年後見常設相談

相談センター堺にて毎週火曜日午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、
本会会館にて毎週木曜日午後 1 時から午後 4 時までの面談相談及び月曜日から
金曜日午後 1 時から午後 4 時までの電話相談を継続して実施した。(面談
相談(相談センター堺) 14 件、面談相談(会館) 76 件、電話相談 646
件、計 736 件)

オ 女性とこどものための専門相談

毎月 1 回の常設相談 12 回、予約相談 1 回、計 13 回の相談会を実施した。

カ 労働トラブル電話相談

毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日の午後 6 時から午後 9 時まで、日中はお仕事
でお忙しい方のために、労働問題に関するお悩みや相談をお聞きする電話相
談会を開催した(相談件数 14 件)。なお、本相談については、平成 30 年
3 月をもって終了した。

キ その他の相談活動の企画・実施・運営

(ア) 法定相続情報証明制度並びに相続登記相談会

平成 29 年 5 月 29 日から法定相続情報証明制度が始まったことを受
け、同日から 6 月 9 日(土日除く)までの午前 10 時から午後 5 時まで、
法定相続情報証明制度並びに相続登記に関する電話相談を実施した。

(イ) 「司法書士の日」記念無料法律相談会

平成 29 年 8 月、府内 11 か所にて、各支部のご協力のもと「司法書士
の日」記念無料法律相談会を実施した。(相談件数 133 件、相談者数 1
09 件)

(ウ) 「未来につなぐ」相続登記シンポジウムにおける相談会

平成 30 年 2 月 4 日に大阪司法書士会館にて開催した「未来につなぐ」
相続登記・成年後見制度シンポジウム(広報渉外部資料 30-1、30-
2、30-3 参照)において無料相談会を実施した。(相談件数 12 件)

(エ) 書類作成援助にかかる出張相談手当の助成

「民事法律扶助業務における書類作成援助にかかる出張相談手当助成」
制度を開始したところ、平成 30 年 3 月 31 日までに 10 名の会員から計

38件の申し込みがあり、全件について助成を行った。

(2) 支部相談事業の委嘱及び管理

現在支部に委嘱している相談事業は10件である。平成29年7月22日から開始した天王寺区民センターでの無料相談については天王寺支部に委嘱を行った。

(3) 支部相談事業の支援

支部相談事業支援として、助成金の交付を行った。

(4) 自治体・官公署、外部団体等の相談事業への協力

ア 自治体・官公署等との契約等に基づく相談員派遣

市内54か所での常設相談に、地元支部を中心とした相談員を派遣した。

イ 日司連司法書士電話相談センターへの協力

毎週火曜日の午前10時から午後1時まで、日司連による日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）からの転送電話による相談について対応した。（相談件数43件）

ウ 法テラスセンター相談との連携

毎週水曜日、法テラス大阪地方事務所にセンター相談担当者を派遣した。

エ ホームレス巡回相談との連携

(ア) 巡回相談に5回、各1名の相談員を派遣した。

(イ) 平成30年2月27日、大阪弁護士会館にてホームレス巡回相談集計報告会が開催され、相談員のうち8名が出席した。

オ 権利擁護専門相談

大阪市において、平成30年度から権利擁護支援の必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつける相談機能の強化を図るために専門職を派遣することとされたことを受け、リーガルサポートとの連携にて、権利擁護専門相談員名簿を整備するとともに、派遣する専門相談員を選定した。

カ その他法務局、自治体・官公署、外部団体等が行う相談事業への協力

(ア) 平成29年10月、大阪法務局、府内の市役所、総務省近畿管区行政評価局からの要請を受け、相談員を派遣した。

(イ) 平成29年11月11日、大阪労働局が開催した「労働相談会」に相談員2名を派遣した。

(ウ) 平成29年12月8日、自由業団体連絡協議会「第13回専門家による合同市民無料相談会」に相談員5名を派遣した。(相談件数37件、本会への相談は1件)

2 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

(1) 民事法律扶助の利用促進

ア 民事法律扶助契約司法書士が15名増加し、593名(うち法人18)となった。

イ 法テラス大阪に副所長、審査副委員長、審査委員、窓口対応専門職員を派遣した。なお、法テラスにおける情報提供業務の運用変更を受け、平成30年3月をもって、窓口対応専門職員の派遣を終了することとなった。

ウ 平成29年11月24日、法テラス窓口対応専門委員と本会との意見交換会を行った。

エ 平成29年10月20日及び平成29年12月7日、2度にわたり法テラス大阪地方事務所との実務協議会を開催した。

オ 平成29年12月5日及び平成30年1月11日に開催された法テラス大阪地方協議会に各1名を派遣した。

カ 平成30年1月24日から法テラスにおいてスタートした特定援助対象者事業について、法テラス大阪地方事務所と協議を行うとともに、同事業の概要について会員への周知を行った。

【会員事業部】

1 会員の法規に係る事務取扱の指導に関する事業

(1) 会務通信、ホームページ等各種媒体を用いた会員への情報提供

ア 毎月会務通信を発行した。奇数月は電子版を配信し、偶数月は電子版とともに冊子版を郵送した。また、会員専用ホームページにも掲載した。

イ 基本通達等の会員へ提供すべき情報について、会員専用ホームページに掲載し、フクロッポウ・ネットサービスにより会員に周知した。また、業務資料、会員の異動状況及び支部の活動状況等について会務通信に掲載した。

(2) 本会関連法規集の発行

会則、規則、規程等の変更について、会員専用ホームページに掲載の関連法規集を更新した。

2 会員による公益的活動の推進

公益的活動に関する規則・規程に基づき、会務通信及びフクロッポウ・ネットサービスにより活動報告の提出についての周知を徹底した。また、公益的活動の報告を会員専用ホームページにて行うことの検討を行った。

3 会報の編集及び発行に関する事項

会報大阪PONTÉ第184号、第185号を発行した。あわせて会員専用ホームページに掲載した。

4 会員名簿の発行

平成29年9月1日現在で会員名簿を編集し発行した。前年度同様、冊子での会員への配布は行わず、会員専用ホームページに会員名簿を掲載した。

5 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事業

賠償責任保険の支払に関する審議と給付について、事故処理委員会において、給付申請事案を審議の上、給付請求を行った。

6 会館図書室の管理

図書の管理・整理として加除式図書の見直しを行った。

7 業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

会務通信で図書室新着図書を案内し、協同組合があっせんする図書の案内を行った。

8 福利厚生に関する事業

協同組合主催の福利厚生事業（支部親睦ソフトボール大会、支部対抗ゴルフ大会等）の案内を掲載した協同組合作成の伝言板コーナーを会務通信に同封して会員に送付及び配信し、また、会報大阪PONTÉに上記福利厚生事業についてのレポートを掲載した。

9 会員専用ホームページの管理

会員専用ホームページ内での各種資料掲載方法の見直しを行った。また、新たな会員会務システムの導入の検討を行った。

10 大阪司法書士会史第4巻の編纂作業

第4巻の発行に向けて資料収集を行った。

【広報渉外部】

1 広報活動に関する事業

(1) 宣伝媒体を利用した司法書士制度及び司法書士法律相談に関する広報

- ア 平成29年5月29日に法定相続情報証明制度が始まったことを受け、広報用リーフレットを作成し、関係各所に配布した。また、同日から平成29年6月9日（土日除く）開催の「法定相続情報証明制度並びに相続登記相談会」について、平成29年5月29日付け毎日新聞夕刊に新聞広告を掲出した。
- イ 平成29年8月26日から公開された映画「関ヶ原」（制作 東宝、配給 東宝・アスミック・エース）とコラボレーションし、「司法書士の日」記念無料法律相談会と関連づけたポスターを制作し、平成29年7月下旬から8月中旬までの間、大阪府内の私鉄及び大阪市営地下鉄の主要駅（合計62駅）に掲示した。
- ウ 平成29年12月19日付け毎日新聞夕刊に時効債権訴訟等に関する電話相談会「昔の借金を請求された人の緊急110番&ホットライン」の新聞広告を掲出した。
- エ 近司連と各単位司法書士会共同でテレビCMを、平成30年2月1日から同月28日までに毎日放送で放映した。
- オ 大阪市営バス側面に司法書士総合相談センターのシート広告を継続して掲載した。
- カ 大阪市営バス車内に、司法書士総合相談センターの広告を継続して掲載した。
- キ 地下鉄谷町四丁目駅の駅周辺案内図に会館の案内を継続して掲載した。
- ク 京阪天満橋駅構内の司法書士総合相談センターの広告看板を継続して掲載した。
- ケ 南海高野線堺東駅の駅周辺案内図に司法書士総合相談センター堺の案内を継続して掲載した。
- コ 天神祭（平成29年7月24日・25日）の際に広告を掲載したうちわを作成し、6,000本配布した。
- サ 八尾コミュニティ放送局FMちゃおの協賛をした。
- シ 関西消費者協会発行の「消費者情報」Web版（年4回 平成29年5月・8月・11月・平成30年2月発行）に協賛した。

ス 東大阪市が、ラグビーワールドカップ2019の成功とラグビーのまち東大阪の推進にかかる費用に充てることを目的に設置した「ラグビーのまち東大阪基金」への寄付を行った。なお、寄付金は①「ラグビーワールドカップ2019花園開催費用」、②「花園ラグビー場改修費用」、③「ラグビーの普及及び育成費用」に充てられ、また、改修後の同ラグビー場に本会のネームプレートが掲出される予定である。

セ 対外広報誌フクロッポウNEWSの27・28号を発行した。あわせて本会ホームページにも掲載した。各号のテーマと発行日は以下のとおりである。

27号：平成29年10月31日発行 特集テーマ：「相続って何？」

28号：平成30年3月30日発行 特集テーマ：「事業承継とは？」

ソ 本会マスコットキャラクターのフクロッポウのイラストが入ったプロモーションバッグを制作し、対外的な講演会・シンポジウム等の際に配布資料等を封入し、配布した。

タ 対外的な相談活動や広報活動等を開催する際に目印とするために着用するビブスを作成した。

チ 2019年度の本会100周年に向け、記念ロゴマークを作成した。

ツ 地下鉄谷町四丁目駅の中央線上りホームに広告看板を掲示した。

テ 地下鉄谷町四丁目駅の改札外（8号出口方面）階段下に広告看板を掲示した。

(2) 「司法書士の日」一日司法書士の実施

平成29年8月1日、司法書士の日記念事業として「高校生一日司法書士」を実施した。5高校（大阪府立生野高等学校、大阪府立春日丘高等学校、大阪府立堺工科高等学校、大阪府立布施高等学校、香里ヌヴェール学院高等学校）から合計17名の高校生が参加した。

(3) インターンシップ学生等の受入れ

大学コンソーシアム大阪から要請があり、5大学（大阪産業大学、近畿大学、帝塚山学院大学、大阪経済大学、大阪観光大学）から合計6名の学生を受け入れた。

(4) 新年賀詞交歓会の開催

平成30年1月22日、リーガロイヤルホテルにて政治連盟、公嘱、リーガ

ルサポート大阪、協同組合との共催で新年賀詞交歓会を開催した。213名（来賓57名、会員156名）が出席した。

(5) 記者懇談会の実施

平成30年3月16日、記者懇談会を開催した。読売新聞社、毎日新聞社、大毎広告株式会社から合計5名の参加があった。

(6) その他広報活動に関する事項

ア 平成29年10月3日、島根県立出雲高等学校の1年生を対象とした関西研修事業に対応した。

イ マスコミからの取材に対応した。

2 対外的な講演会・シンポジウム等の開催

(1) 相続登記・成年後見制度シンポジウムの開催

平成30年2月4日、本会会館において、本会、大阪法務局、リーガルサポート大阪の主催、毎日新聞社、朝日新聞社、産経新聞社の後援で「未来につながる」相続登記・成年後見制度シンポジウムを開催した。定員250名のところ約290名から申し込みがあり、また、相談会は定員12組のところ47組の申し込みがあり、盛況であった。

3 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業

(1) 情報公開関連諸規定に基づく情報公開

情報公開関連諸規定に基づき、情報を公開した。

4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 東京司法書士会との協議会の開催

(2) 大阪土地家屋調査士会との協議会の開催

(3) 自由業団体連絡協議会への参画

平成30年2月20日、第84回自由業団体連絡協議会（テーマ：今後の市民向け行事のあり方について）に4名が出席した。

(4) クライシスコミュニケーションへの対応

【社会事業部】

1 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業

(1) 裁判外紛争解決手続の啓発活動

会員向け研修を通じて簡易裁判所の民事調停事件受任を推進し、また司法書

士試験合格者向け新人研修にて、民間総合調停センターの紹介や手続きの流れを説明し、利用促進に努めた。

(2) 民間総合調停センターとの連携及び活動への参画

ア 民間総合調停センター和解あっせん人候補者として継続推薦を含めて計33名を本会から推薦し、副理事長、監事、運営委員、財務委員に計14名、その他総務、事業運営、広報、研修、ハーグ条約の各部会に出向した。6月に開催された、同センターの総会には本会会長が出席した。各委員会、部会後の理事会は年6回開催された。

イ 民間総合調停センター主催の研修に関し、本会から企画提案した。なお、同センター主催の研修は、出向者や和解あっせん人候補者名簿掲載者以外の本会会員も受講することができ、研修単位も付与されるため、広く本会会員にも受講を呼びかけることとする。

ウ 申立受理件数が年々減少傾向にあり、平成29年度も利用促進の検討がなされた。今年度はマスコットキャラクターを公募し、選考の結果「かいけつばめアドル」が最優秀賞に選ばれた。また、同センターを紹介したマンガを製作に携わった。平成30年度以降、これらのツールを活用して、民間総合調停センターの周知、利用を進めていくこととする。

2 講演会及び講習会等の開催に関する事業

(1) 法教育活動の普及及び実践

ア 高校生等法律講座

府内の高校等29校に対し、高校生等法律講座を行った。講座対象人数は4,341名、参加司法書士は延べ24名であった。

イ 親子法律教室

平成30年3月4日、小学校4・5年生及びその保護者を対象とする「親子法律教室」を開催した。法教育教材「解釈のちから」を使用し、世の中の「きまり」について、様々な見地から良いきまりなのか、悪いきまりなのかをグループワーク形式で行った。参加人数は26組51名であった。

ウ その他法教育推進のための事業

平成30年度以降に行われる外部機関の法教育事業との連携について、実務協議会を開き意見交換を行った。

3 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

(1) 生活困窮者問題に関する取組

ア 経済的困窮者に対する法律支援事業として、13件の出張法律相談を行い、生活保護申請への同行等に対して報酬助成を行った。

イ 生活困窮者自立支援窓口からの依頼による、生活困窮者の自立に向けた専門相談として、5件7回の出張相談を行い、4件の出張相談手当の助成を行った。

ウ 司法ソーシャルワーク委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した。

(ア) 平成29年7月5日、国土交通省住宅局主催「新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会」

(イ) 平成29年11月4日・5日、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会主催「第37回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会」

(ウ) 平成29年11月11・12日、一般社団法人生活困窮者自立支援ネットワーク主催「第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」

(エ) 平成29年11月21日、大阪府人権協会主催相談事例研究会（北摂）

(オ) 平成29年12月10日、認定NPO法人ビッグイシュー基金／認定NPO法人フードバンク関西共催「第3回大阪ホームレス会議」

(カ) 平成29年12月12日、大阪府人権協会主催相談事例研究会（河内南）

(キ) 平成30年1月20日、NPO法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会主催事例検討会

エ 司法書士による生活困窮者の自立支援に向けた専門相談周知のチラシ配布及び自治体等訪問

社会福祉協議会や地域包括支援センター、自治体に、司法書士による生活困窮者の自立支援に向けた専門相談を実施していることを周知するため、以下のとおり自治体等を訪問した。

(ア) 平成29年10月18日、大阪市地域包括支援センター管理者会に出席し、司法書士による生活困窮者の自立に向けた出張相談のプレゼンを行い、相談チラシ及び相談票を配布した。

(イ) 平成29年10月30日、大阪府商工労働部を訪問し、ヤミ金相談対応について意見交換を行い、出張相談の案内並びにチラシ及び相談票の配布を行った。

(ウ) 平成30年1月26日、阿倍野区社会福祉協議会を訪問して、相談後の状況や相談対応について意見交換を行った。

オ 会員研修会の開催

平成29年12月22日、次の会員研修会を開催した。

【テーマ】生活保護制度の基礎知識と63条・78条返還請求に対する対処法

【講師】日司連市民の権利擁護推進室

経済的困窮者の権利擁護部会室委員 芝田 淳氏

(2) 消費者問題に関する取組

ア 消費者問題研修講師派遣案内の配布及び講師派遣

大阪府下の消費者安全課や消費生活センターなどの消費者部門及び一部の社会福祉協議会、包括支援センターなどに対し、消費者問題研修講師を派遣し、消費者行政との結びつきを深め、消費者問題被害防止や被害救済のための連携を図ることを目的として、研修講師派遣案内を送付もしくは持参した。持参した自治体とは、消費者問題に関し様々な意見交換を行った。また、平成29年度は、下記自治体等に講師として消費者問題対策委員会から委員を派遣した。ただし、(ウ)については、法教育推進委員会委員を派遣した。

(ア) 岸和田市 平成29年12月1日

(イ) 大阪市 平成30年1月24日

(ウ) 東大阪市社会福祉協議会 平成30年2月7日

(エ) 寝屋川市 平成30年2月22日

イ 債権回収業者等による時効債権訴訟等に関する緊急相談会及びホットライン

主に債権回収業者等による、消滅時効が完成していると思われる債権について大量の民事訴訟を提起している問題に対応するため「債権回収業者等による時効債権訴訟等に関する緊急相談会及びホットライン」を開催した。

(ア) 緊急相談会（相談件数23件）

平成29年12月20日 午前10時から午後7時まで

(イ) ホットライン (相談件数20件)

平成30年1月5日～同年3月30日

上記期間の月曜日及び金曜日 (祝日除く) 午前10時から午後1時まで
ウ 消費者委員会だより発行

「悪質加盟店を排除せよ 割賦販売改正と名義貸し事件最高裁判例～全国クレサラ交流集会の報告から～」というテーマで消費者委員会だよりを発行した。

エ 外部研修会・講習会への参加

以下の外部開催の研修会・シンポジウム等に消費者問題対策委員会委員を派遣し、情報収集や他団体との交流に努めた。

(ア) 平成29年6月10日「第25回クレサラ生活再建実務研究会 in 名古屋2017」

(イ) 平成29年8月5日「消費者問題リレー報告会 IN 大阪」

(ウ) 平成29年9月20日「第18回近畿電気通信消費者支援連絡会」

(エ) 平成29年9月30日、シンポジウム「成年年齢引下げ問題を考える～若年消費者のトラブルと引下げの問題点～」

(オ) 平成29年10月10日「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会 第5回定期総会」

(カ) 平成29年10月21日、日本弁護士連合会主催シンポジウム「オンライン決済代行から考える消費者保護」

(キ) 平成29年11月3日「大阪府消費者フェア2017～未来を拓く消費者市民社会～」

(ク) 平成29年11月4日・5日「第37回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ」

(ケ) 平成29年11月17日「地域で防ごう消費者被害 大阪交流会」

(コ) 平成29年12月16日「平成29年度公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部交流会」

(サ) 平成30年1月6日、公開講座「滋賀県野洲市のくらし支えあい条例の1年間を検証する」

(シ) 平成30年1月29日「平成29年度地方消費者フォーラム in おおさ
か」

(ス) 平成30年3月2日「第19回近畿電気通信消費者支援連絡会」

(セ) 平成30年3月21日「若者のマルチ商法被害を考えるシンポジウム」

オ 会員研修会の開催

(ア) 消費者関連法シリーズ研修 基礎編④

「連鎖販売取引～良いマルチと悪いマルチってあるの?～」(平成29
年11月1日) 講師: 田村康正(大阪弁護士会)

(イ) 消費者関連法シリーズ研修 基礎編⑤

「各種決済手段～電子マネー決済、コンビニ収納代行～」(平成29年
12月12日) 講師: 田中雅代(全国消費生活相談員協会)

(ウ) 「振り込め詐欺被害救済法による口座凍結及び分配金支払手続きの実務
～ヤミ金融事件を題材に～」(平成30年1月17日) 講師: 前田勝範(大
阪会)

(エ) 日司連消費者関連法シリーズ研修 応用編(平成30年2月12日) 後
援

(3) 自死問題に関する取組

ア 平成29年9月23日「第41回自殺予防学会」に市民権利擁護委員会委
員が参加した。

イ 平成30年1月20日「第6回絆プロジェクト事例検討会」に司法ソーシ
ヤルワーク委員会委員を派遣した。

ウ 「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」(案)のパブリックコメント募集
にあたり、意見書を作成した。

エ 大阪府自殺対策審議会委員として会員を派遣

オ 大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会委員として会員を派遣

(4) 災害復興支援に関する活動

(5) 少子高齢化社会問題に対する取組

(6) 後見制度推進に関する取組

ア 市民のための成年後見制度説明会及び相談会を、リーガルサポート大阪と
共催し、計11回開催した。

イ 司法ソーシャルワーク委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会等へ派遣した。

(ア) 平成29年9月6日、日本弁護士連合会主催「成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会（第2回）」

(イ) 平成29年11月2日、日本弁護士連合会主催「成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会（第3回）」

(ウ) 平成29年12月5日、日本弁護士連合会主催「成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会（第4回）」

(エ) 平成30年2月3日、日本弁護士連合会主催「成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会（第5回）」

ウ 講師派遣

平成29年10月31日、社会福祉法人さつき福祉会の依頼により後見人制度学習会の講師として、司法ソーシャルワーク委員会の委員を派遣した。

(7) 各種依存症対策の推進に関する取組

大阪府依存症関連機関連携会議委員として会員を派遣した。

(8) その他社会問題、人権問題等に対する取組に関する事業

ア 空き家問題に関する取組

(ア) 大阪市、岸和田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、阪南市の空家等対策協議会に本会から推薦した空き家問題対策検討委員会委員が参加した。

(イ) 豊中市空き家対策連絡協議会に同委員を派遣した。

(ウ) 吹田市の空家等対策意見交換会アドバイザーに本会会員を推薦した。

(エ) 高槻市の空家等対策審議会の委員に本会会員を推薦した。

(オ) 摂津市の空家等対策懇親会の委員に本会副会長を推薦した。

(カ) 毎月1回、堺市の「分譲マンション等住宅専門家相談」に同委員を相談員として派遣した。

(キ) 大阪市住之江区の「人と家の見守り活動支援事業」の会議に同委員を派遣した。また同事業の一環として、同区のケアマネジャー及びヘルパー向けの研修会講師として同委員を派遣した。

- (ク) 摂津市の行政職員向けの研修会の講師として同委員を派遣した。
- (ケ) 岡山県司法書士会倉敷支部の会員向け研修会の講師として同委員を派遣した。
- (コ) 豊能支部の会員向け研修会の講師として同委員を派遣した。
- (サ) 大阪府と東大阪市が主催する勉強会に本会会員を派遣した。
- (シ) 和泉市の市民向けセミナーの講師に同委員を派遣した。
- (ス) 大阪市、岸和田市、松原市、高石市、兵庫県伊丹市の市民向けセミナーの相談員に同委員を派遣した。
- (セ) 大阪市の各区の空き家問題担当部署や協議会等に司法書士を推薦していない市町村を中心に、同委員等が訪問し、空き家問題に関する意見交換や司法書士の活用をPRした。

イ 虐待防止に関する取組

平成29年12月17日、日本障がい者虐待防止学会設立大会に、司法ソーシャルワーク委員会の委員を派遣した。

ウ 女性とこどもの問題に関する取組

- (ア) 「女性とこどものための専門相談」リーフレットの作成
- (イ) 「女性とこどものための専門相談」相談員募集及び登録要件研修会の開催した。

a 平成29年11月15日

「離婚事件と登記手続」 講師：小牧美江会員

b 平成30年1月15日

「司法書士による子どもの貧困への対応について」

講師：平野次郎会員

- (ウ) 平成29年12月3日「ジェンダー法学学術大会シンポジウム・15周年記念講演会」に市民権利擁護委員会委員を派遣した。

- (エ) 平成30年2月24日「第33回公的扶助研究関西ブロックセミナー」に市民権利擁護委員会委員を派遣した。

エ L G B T問題に関する取組

平成29年10月7日「レインボーフェスタ」に市民権利擁護委員会委員を派遣した。

以上